

「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回） における議論の取りまとめ

平成31年4月10日

1 相談支援の質の向上に向けた取り組みの経緯

(1) 相談支援の質の向上に向けた検討会（平成28年3月～7月）における 取りまとめ

平成27年12月に社会保障審議会障害者部会によりとりまとめられた「障害者総合支援法施行3年後の見直し」において、相談支援の取組に関するさらなる体制整備と相談支援専門員の質の向上が必要であることが指摘されたことを受け、平成28年3月～7月に「相談支援の質の向上に向けた検討会（第1回～第5回）」（以下「検討会」という。）が実施された。

検討会では、相談支援専門員の資質の向上の在り方に関する課題と相談支援体制の在り方に関する課題について協議が行われその結果が取りまとめられた。

特に、相談支援専門員の役割については、「障害児者の自立の促進と障害者総合支援法の理念である共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてそのスキル・知識を高め、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うこと」が求められるとされ、更に「将来的には、相談支援専門員は障害者福祉に関する専門的知見や援助技術の習得のみならず、社会経済や雇用情勢など幅広い見識や判断能力を有する地域を基盤としたソーシャルワーカーとして活躍すること」が期待されるとされた。

上記に示された役割を担うための人材育成の在り方については「相談支援専門員一人一人の資質の向上を図るべく、これまで実施されている『初任者研修』及び『現任研修』のカリキュラムの更なる充実」とより効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に基幹相談支援センターにお

いてインターン研修や個別指導を受けるなどの実地研修（OJT）を組み込む」ことが必要との方向性が示された。

（２）厚生労働科学研究によるカリキュラム検討及びモデル研修の開発

検討会で示された方向性を受け、平成 28・29 年度厚生労働科学研究において「相談支援従事者研修のプログラム開発と評価に関する研究」が実施された。

当該研究では、相談支援専門員が業務を遂行するために必要な専門的能力を明らかとした。特に、「相談支援専門員にはサービス等利用計画作成を中心としたアセスメント及びプラン作成能力に加えた、他職種との連携・調整する力、チームアプローチのためのネットワーク形成力、利用者の主体性を引き出す力が必要」であることが明確となった。さらに、それらの能力を修得するための相談支援従事者研修の進め方を分析し、モデル研修の開発を行った。

開発されたモデル研修は、初任者および現任研修ともに、演習による実践的な能力の修得が重要として、それぞれ演習に係るプログラムが拡充されたものとなった。それにより、初任者研修はこれまでの 31.5 時間が 42.5 時間に、現任研修は 18 時間が 24 時間に拡大することが提案された。

（３）相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示及び障害保健福祉部長通知への意見

厚生労働科学研究の結果に基づき、相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示における研修の内容及び時間数についての改正案並びに障害保健福祉部長通知において示す標準カリキュラム案を作成し、平成 30 年 3 月に開催された社会保障審議会障害者部会において、その内容について報告を行った。それに対し、障害当事者団体より研修項目及び障害当事者の負担軽減等について意見が示されたことから、改めて平成 30 年 10 月に開催された社会保障審議会障害者部会において当該意見の取り扱いについて議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これま

での検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行うため、「相談支援の質の向上に向けた検討会」を再び開催することとした。

2 相談支援従事者研修制度改定における課題

相談支援従事者研修制度の改定における課題として、研修の具体的内容を示す標準カリキュラム案の内容、研修実施における各都道府県での格差是正、障害当事者の研修への「アクセス」、カリキュラム検討及びモデル研修開発プロセスの観点から検討会の各構成員から以下のような意見が示された。

(1) 標準カリキュラム案の内容について

相談支援従事者初任者研修及び現任研修の実施要綱（障害保健福祉部長通知）における標準カリキュラム案の内容について述べられた意見を各講義及び演習の項目ごとに整理を行った。

1) 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム（案）

① 障害児者の地域支援と相談支援従事者の役割に関する講義

ア 相談支援の目的

- 人間の尊厳の理解について強調すべき
 - 障害当事者による自己選択、自己決定の重要性について強調すべき
 - 相談支援の基本的考えは障害者の権利に関する条約の趣旨と踏まえることについて明確化すべき
 - 障害者の権利に関する条約を踏まえ、医学モデルから社会モデルへのパラダイムシフトやインクルーシブ社会の構築などについて強調すべき
 - 障害者総合支援法に関して社会的障壁の除去に資することについて強調すべき
 - 障害者総合支援法と介護保険法の違いについて強調すべき
 - 障害者基本計画を踏まえたカリキュラム内容であるべき
 - 支援の目的としてエンパワメントの重要性を強調すべき
- 障害者が置かれている立場について各障害特性を踏まえて理解を深め

るべき

イ 相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）

- 基本相談（本人中心支援、エンパワメント支援、意思決定支援、セルフプラン支援）について強調すべき
- 当事者のリカバリーの視点の重要性について強調すべき
- 障害のある人もない人も平等に生きられる社会を目指すために社会モデルや社会的障壁の除去等の重要性について強調すべき
- 支援の基本的な視点として障害の社会モデルについて強調すべき。
- 意思決定支援については意思形成と意思表示の要素が含まれることを明確にすべき
- 本人が持つ言語的手段やその背景についての理解の視点を加えるべき
- 障害者への支援は当事者を取り巻く関係性により大きな影響を受けることについて強調すべき
- 家族支援の重要性についての視点を加えるべき
- 発達過程にある児童期の支援の重要性について盛り込むべき

ウ 相談支援に必要な知識・技術

- ソーシャルワークにおけるエンパワメントの重要性について強調すべき
- 基礎的面接技法及びコミュニケーション技法の獲得について追記すべき
- コミュニティワークや地域マネジメントの知識、連携技術の修得について明確化すべき
- 有効性のあるソーシャルアクションを展開するためにピアスーパービジョンについて位置づけるべき
- 障害による意思疎通の質的違い（知的障害や自閉スペクトラム症等）の基本を理解することについて追記すべき
- 障害特性を認識、背景を考察する上での対人援助スキルを学ぶことについて追記すべき

② 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義

ア 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス

- 本人中心のサービス等利用計画作成の基本的知識と技術（セルフマネジメントへの支援を含む）の獲得を目指すべき
- モニタリングの重要性について強調すべき
- 各障害特性の理解のための知識についての獲得を含めるべき
- ケアマネジメントについてストレングスモデルについて強調すべき
- 意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害者や自閉スペクトラム症等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点の把握と技術の修得が必要

イ 相談支援における地域への視点

- 家族支援の視点について追加すべき
 - （障害者基本計画に基づく）相談支援体制の構築の内容を反映させるべき（身近な地域で相談支援を受けられる、障害当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施、基幹相談支援センターの設置促進、協議会の設置促進及び活性化、関係機関間のネットワークの形成及びその活用の促進、家族支援、ピアサポーターの育成、ピアカウンセリング、ピアサポート等の活動の有効性）
 - 重層的相談支援体制に障害当事者の相談支援専門員の所属するエンパワメント相談支援事業所についての必要性を理解し、当事者視点について学ぶこと、体制づくりを意識することについて明確化すべき
 - 障害当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性についての理解を含めるべき
 - 事業所所在地域以外の社会資源についても把握することを促すべき
 - 市町村が実施すべき制度が行われていない場合、市町村への働き掛けの実施方法などを含むべき
 - 教育機関との連携の重要性と具体的な連携対象等について明確化し、盛り込むべき
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義

ア 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供のプロセス及びその他関連する法律等に関する理解

- 介護保険制度対象の障害者が利用できるサービスについて盛り込むべき
- 必要な社会資源の創造（エンパワメントを意識した社会資源の利用と開発）、社会資源及びサービスの理解（介護保険との共通点と相違点）について強調すべき
- 障害のある高齢者に係る施策については、条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要がある

イ 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援の基本

- 障害者権利条約批准後の第4次障害者基本計画を踏まえたカリキュラムであること

④ ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習

ア 相談支援の実際

- 基本相談支援の重要性について強調すべき
- ニーズ把握における意思決定支援の在り方、ニーズの引き出しが重要であることを明確化すべき
- 障害による意思疎通の質的違い（知的障害者や自閉スペクトラム症等）に留意した技術の獲得について盛り込むべき
- スtrenグモデルの視点について強調すべき
- 相談支援の終結とセルフプランへの移行の重要性について明確化すべき

イ 実践研究

- エンパワメントの視点を盛り込むことについて明確化すべき

ウ 相談支援の基礎技術に関する実習

- 意思疎通に困難を有する障害児者への支援体験を実習に含むべき

2) 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム案について

① 障害福祉の動向に関する講義

- 介護保険制度対象の障害者が利用できるサービスの理解について盛り込むべき

② 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義

- 障害の理解に当たっては社会モデルを基本とし、医学モデル支援の位置づけを実践の振り返りから確認することについて追記すべき

③ 相談支援に関する講義及び演習

- 関係性の理解、自他尊重などについての自己覚知の必要性について追記すべき
- 障害当事者である相談支援専門員（エンパワメント相談支援）との連携体制の必要性、連携意義について具体的に検討することについて追記すべき

(2) 研修実施における各都道府県での格差是正について

都道府県ごとに研修の実施内容及び質について格差が生じている状況に対して以下のような意見が述べられた。

- 研修を実施する各都道府県によって研修内容や質に格差が生じているため、共通テキスト等を開発し、研修実施の内容にずれが生じないようにすべき
- 研修の講師に障害当事者が適切に加わるべき

(3) 障害当事者の研修への「アクセス」について

相談支援従事者研修標準カリキュラムの改定に伴う障害当事者の研修受講に際して生じる課題について以下のような意見が述べられた。

- 障害の有無にかかわらず、研修へのアクセスを平等にし、研修の運用の在り方自体が差別にならないようにすべき
- 研修内容の充実に伴う総時間数増により、障害当事者の体力的・時間的な受講の困難さに配慮すべき
- 講義、演習、実習の時間や内容のバランスについて配慮すべき
- 障害の有無にかかわらず、研修の受講しやすさについて配慮すべき

- ・ 録画（DVD）やeラーニングを活用し自宅や事業所での講義の受講と受講後のレポート提出による対応
- 障害当事者が相談支援専門員となることの重要性を前提とし、障害当事者が参加できる時間数でカリキュラムが組まれるべき
- 研修実施に当たっては、聴覚障害者や視覚障害者への事前資料の配付等に配慮すべき

（４）カリキュラム検討及びモデル研修開発プロセスについて

相談支援従事者研修標準カリキュラムの検討やモデル研修の開発における障害当事者の参画について以下のような意見が述べられた。

- カリキュラム改定の議論自体に当事者が参加すべき

3 相談支援従事者研修制度改定において配慮すべき事項 （課題に対する対応）

（１）標準カリキュラム案の内容と地域間格差の是正について

相談支援従事者研修標準カリキュラム案の内容については各構成員の意見を反映し、別紙 障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について（案）」に示す相談支援従事者研修事業実施要綱（案）別表にある相談支援従事者初任者及び現任研修標準カリキュラム（座長）案としてとりまとめた。また、各都道府県における研修の内容及び質の地域間格差の是正等については以下のように対応を行う。

- 地域間格差の発生を可能な限り是正するために、必要な講義については共通テキストを作成し、使用を促すとともに、各都道府県で実施する研修内容の実施状況について確認する
- 障害当事者が講師を担当することがより効果的な講義については、研修実施のためのガイドライン等により積極的な登用を促す

（２）障害当事者の研修参加に係る配慮について

研修受講に係る障害当事者の研修参加に係る配慮については、相談支援従

事者実施要綱において以下の項目を示すことにより、各都道府県の研修実施主体に合理的配慮等の実施の検討を促す。

- 重度の障害を持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について各都道府県における検討を行う。
 - ・ 初任者研修カリキュラムにおける講義部分については、録画教材（DVD等）の視聴等を行い、レポートを課す
 - ・ 最長 24 ヶ月を上限として、年度を越えた長期履修によることも差し支えないものとする
 - ・ 初任者研修における演習の一部については共通で実施するが、事例の持ち寄り以降の内容については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、都道府県により研修の指導者と認められた者の指導の下、一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。
- 聴覚障害のある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行うこと
- 視覚障害のある受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータの提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行うこと
- 障害のある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること

また、検討会の取りまとめに際して、以下のような意見もあった。

- 自宅や事業所等での録画教材による講義受講については、受講後にレポートを提出するのみではなく、何らかの評価を行うべきでないか
- 視覚障害のある受講者に対する資料の点字版については、研修事務局が容易に準備をできるような事業者についての情報提供など配慮が必要
- 将来的には、障害当事者の身体的な負担が過度にならないために研修の実施日程についても配慮が必要

- 研修実施のためのガイドライン等による合理的配慮についてのさらに具体的な例示が必要
- 各自治体における適切な合理的配慮の実施に関するモニタリングが必要

(3) 標準カリキュラム等の改善のための検証及び統一的研修資料の開発について

今後、障害当事者等の意見を踏まえた標準カリキュラムの内容等の適切な普及を図る観点から以下のように対応を行う。

- 厚生労働省が実施する相談支援従事者指導者養成研修の開催に当たり、相談支援従事者指導者養成研修検討委員に障害当事者委員を増員し研修内容等の検討を行うこととする
- 相談支援従事者指導者養成研修検討会等において、標準カリキュラムの内容、共通テキスト及び研修資料の在り方について、都道府県における研修の実施状況等を踏まえ、必要に応じ継続的に検証する機会を設けること

4 結びに

これまで4回に渡り、相談支援の質の向上の検討会を開催し、障害当事者の参画を得て検討を重ね、多くの指摘、意見、要望等をいただき、標準カリキュラム等の修正を図ってきた。

これらの内容について、相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示、相談支援従事者研修の実施に係る障害保健福祉部長通知に反映した上で、社会保障審議会障害者部会への報告を行う。その後、2020年度から新たな制度の下において相談支援専門員が養成されることを目指し、2019年度の早期の告示及び通知の発出に向けて所用の手続き等を行うこととする。

また、今後も、障害当事者、有識者、相談支援専門員等の意見を踏まえ、検討会及び厚生労働科学研究等で、研修制度の質の向上、運用の適正化についての検証及び検討を必要に応じて継続的に実施していくことが必要である。

(別紙)

障 発 第 0421001 号
平成18年4月21日
一部改正 障 発 第0725001号
平成19年7月25日
一部改正 障 発 第 0626001号
平成20年6月26日
一部改正 障 発 第1026第1号
平成23年10月26日
一部改正 障 発 第0702第6号
平成24年7月2日
一部改正 障 発 第 0329 第 17 号
平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障 発 第 〇〇〇 第 〇〇 号
〇年 〇 月 〇日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

相談支援従事者研修事業の実施について（案）

障害者ケアマネジメントの従事者に対する研修事業については、これまでは「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」（平成15年5月28日障発第0528001号本職通知）等に基づき実施し、その充実を図ってきたところであるが、今般、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の実施に伴い、相談支援事業が市町村の行う地域生活支援事業として位置づけられ、また、指定相談支援に従事する者については、相談

支援従事者研修の受講が要件となることから、別紙のとおり「相談支援従事者研修事業実施要綱」を新たに定め、平成18年4月1日から実施することとしたので、関係機関等に対し本事業を周知するとともに、本事業の円滑な運営について特段のご配慮をお願いする。

なお、これに伴い、「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」（平成15年5月28日障発第0528001号本職通知）は廃止する。

(別紙)

相談支援従事者研修事業実施要綱（案）

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

3 実施内容

(1) 相談支援従事者初任者研修

① 研修対象者

相談支援事業に従事しようとする者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(2) 相談支援従事者現任研修

① 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

(3) 専門コース別研修

① 研修対象者

上記(2)の研修対象者

② 研修内容等

標準的な研修カリキュラムは、別表4のとおりであり、この内容を参考に実施するものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。

4 修了証書の交付

(1) 都道府県知事は、研修修了者に対して別紙1の様式により、修了証書を交付するものとする。

(2) 指定研修事業者は、研修修了者に対して別紙2の様式により、修了証書を交付するものとする。

5 修了者名簿の管理

(1) 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく指定を行った都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成するとともに、指定研修事業者から提出された名簿と併せて、個人情報として十分な注意を払った上で都道府県の責任において一元的に管理するものとする。

6 事業報告書の提出

事業の実施状況等については、別途通知する様式により事業報告書を提出すること。

7 実施上の留意点

(1) 研修の時間帯、曜日については、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

(2) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。

(3) 障害のある受講者等への配慮

ア 重度の障害を持つ受講者等短期間での連続的な研修受講が困難な場合には、以下のような合理的配慮の実施について検討すること。

(ア) 視聴覚教材の活用

別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2.

相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」について、録画（DVD）の視聴等を行い、視聴後にレポートを作成し研修事務局等に提出する。

（イ）長期履修

最長24ヶ月を上限とし、年度を越えた長期履修によることも差し支えないこと。

（ウ）基幹相談支援センター等での履修

別表1に示す「1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）」、「2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）」、「3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）」「4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（31.5時間）のうち相談支援の実際（12時間）」までを履修した者については、基幹相談支援センターや当該受講者の所属事業所等において、都道府県により本研修の指導者と認められた者の指導の下、上記カリキュラム以降の一連の演習等の内容に相当するスーパーバイズ等を受けることにより、全カリキュラムを修了したものとみなす。

イ 聴覚障害のある受講者に対しては、事前の研修資料の提供や手話通訳、パソコン通訳等必要な情報保障を行うこと。

ウ 視覚障害のある受講者に対しては、資料の点字版の準備や事前のテキストデータ提供、講義中に図表の解説などを行う人的配置等必要な情報保障を行うこと。

（注）上記の配慮を行うにあたっては、原則として事前に期日を決めた配慮申請を受けることとするが、期日を過ぎた後になされた申請であっても、都道府県等において過度の負担にならない範囲で建設的対話を通じた配慮を行うこと。

エ 障害のある受講者も利用しやすい環境が確保されるよう研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めること。

（4）その他

受講者に対し、人間の尊厳、人権の尊重について理解させるように努めること

8 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者（所属する指定障害福祉サービス事業者を含む。）が負担するものとする。

9 研修事業者の指定

都道府県知事による研修事業者の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事が行う。

（１）事業実施者に関する要件

- ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

（２）事業内容に関する要件

- ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年１回以上実施されること。
- イ 研修カリキュラムが、別表１から４に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- ウ 講義を担当する講師について、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。

特に初任者研修標準カリキュラムにおける「２ケアマネジメントの手法に関する講義」の講師及び「４ケアマネジメントプロセスに関する演習」を統括する者については、相当の経験を有する相談支援専門員を充てることを要件とする（その他の講義、演習については、相談支援専門員の役割について相当の知見を有する者、行政職員等を充てることとする。）。

（３）研修受講者に関する要件

- ア 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

- ① 開講目的
- ② 研修事業の名称
- ③ 実施場所
- ④ 研修期間
- ⑤ 研修カリキュラム
- ⑥ 講師氏名
- ⑦ 研修修了の認定方法
- ⑧ 開講時期
- ⑨ 受講資格
- ⑩ 受講手続（募集要領等）
- ⑪ 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

(4) その他の要件

ア 研修事業の実施者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

イ 研修事業の実施者は、研修受講者が演習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

10 研修事業者の指定申請手続等

(1) 本事業の指定を受けようとする者は、次に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事に提出するものとする。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）

イ 研修事業の名称及び実施場所

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ カリキュラム

カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

キ 研修修了の認定方法

ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

ケ 申請者の資産状況

コ その他指定に関し必要があると認める事項

(2) 申請者が法人であるときは、申請書に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。

(3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。

(4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、(1)のオからキの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

(5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。

11 経費の補助

国は、都道府県が研修を実施する場合に限り、都道府県に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム（座長）案

科 目	獲得目標	内 容	時間数
1. 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）			
相談支援（障害児者支援）の目的	<p>人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。</p> <p>また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。</p> <p>相談支援の基本的考えは、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利に関する条約（以下「CRPD」という。）、障害者基本法及び障害者基本計画、障害者差別解消法、障害者総合支援法及び障害福祉計画、障害者虐待防止法、の趣旨等を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されること、また、障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会に参加する主体であることについて理解するための講義を行う。 ・ 講義等を実施する上では、障害児者が置かれている立場の理解を深めるために、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、内部障害、知的障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由、難治性疾患など、多様な障害をもつ当事者による講義等、地域の実情に合わせた工夫を行う。 	講義 1.5時間
相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	<p>エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するにあたり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。</p> <p>利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現（ソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思形成及び表明の支援（意思決定支援）、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、⑥セルフケアマネジメント、⑦リカバリー、⑧スティグマなどについて理解するための歴史的経緯を踏まえた講義を行う。 ・ 障害児者の生活支援に当たっては障害の社会モデルを基本とし、その一部に必要な応じて医学モデル支援があることを理解するための講義を行う。加えて、障害者総合支援法に基づく支援と介護保険に基づく支援の異同と相互補完関係を理解する。 ・ バイスティックの7原則（注1）等を活用し、相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・ 意思形成及び表明の支援における利用者理解の重要性について、CRPD 第12条にも基礎づけつつ「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等を活用した講義を行い、相談支援の終結先としてのセルフケアマネジメントを理解する。また、意思形成及び表明の支援において障害のある相談支援専門員によるインテークやアセスメントの重要性を理解する。 ・ CRPD 第16条にも基礎づけつつ、障害児者の虐待のリスク要因や、家族や専門家の共依存に関する講義を行う。また、精神障害者、発達障害者や知的障害者等に対する拘束をなくすための国際的なベストプラクティスを理解する。 ・ CRPD 第2条、9条、21条及び24条に基礎づけつつ 	講義 2.5時間

		<p>本人が持っている言語手段やその背景を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、経済基盤支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。 ・CRPD第7条、24条に基礎づけつつ、機会の平等とインクルーシブ教育の両面から、特に発達過程にある児童期の支援の重要性を理解するための講義を行う。 	
相談支援に必要な技術	本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するにあたり、獲得すべき支援技術について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、集団、地域、社会及び制度等に焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と基礎的面接技法及びコミュニケーション技法を含む相談支援技術の基礎について講義を行う。 ・ケースワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワークの各技術、カウンセリングやケアマネジメント、ネットワーク、コンサルテーション、ソーシャルアクション及びスーパービジョン等の相談支援に従事する者として獲得が必要な支援技術について理解する。 ・相談支援に従事する者が、燃えつきや巻き込まれに陥ることなく従事者が持つ多様性（障害の有無、年代、ジェンダーなど）を生かした支援を行うために、ピアスーパービジョンが重要であることを理解する。 ・事例研究などによる経験から学ぶ省察的思考の必要性について理解する。 ・真意の確認において特別な配慮を要する障害者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）とのコミュニケーションの基本を理解する。 ・障害特性を認識、背景を考察するための対人援助のスキルを学ぶ。 	講義 1時間
2. 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）			
相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を中心としたケアマネジメント（ストレングスマodel）の目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。 ・意思疎通に困難を有する障害児者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）の場合のアセスメントとニーズ把握の基本的な注意点と技術を理解する。 ・相談支援専門員とサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者との具体的な連携のあり方について理解し、個別支援計画等は、サービス等利用計画等に記載された総合的な支援の方針やニーズ、目標等に基づき作成され、適切なサービス提供のためには両計画の連動が重要であることを理解する。 ・ケアマネジメントにおける社会資源の活用、他職種連携、チームアプローチ、不足している社会資源の創設の重要性について留意する。 	講義 1.5時間
相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業、指定一般相談支援事業、地域生活支援事業による相談支援事業（障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、専門性の高い相談支援事業等）の各役割と機能、 	講義 1.5時間

	<p>体制が構築されることを理解する。</p> <p>相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。</p> <p>（自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。</p>	<p>相互の連携並びに重層的な体制を構築することの重要性についての講義を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重層的相談支援体制に障害当事者の相談支援専門員が所属する相談支援事業所についての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりを意識させる。 相談支援（ケアマネジメント）を実施するにあたって、サービス提供事業者等の地域資源を適切に調整するためには、それらについての情報を把握しネットワークを構築しておくことの重要性について講義を行う。 障害児者とその家族が陥りやすい関係性をライフステージごとに理解し、それぞれのステージにおいて必要となる家族支援とその重要性について概略を理解する。 障害児に関わる教育分野における関係する事業（特別支援教育コーディネーター、校内委員会等）とそれらの事業との連携について理解する。 個別の相談支援活動から見いだされる課題を地域課題として共有し、解決に向け官民による協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。 障害当事者等により組織される団体等との連携を図ることの必要性について理解する。 	
--	---	---	--

3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）

<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下「障害者総合支援法等」）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解</p>	<p>障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。</p> <p>介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。</p> <p>障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念、その実現を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉サービス等の制度概要について講義を行う。具体的には、自立支援給付等（障害児通所支援、障害児入所支援を含む）、地域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画及び障害児福祉計画、（自立支援）協議会の位置付けについてふれる。 CRPDを踏まえつつ介護保険制度の対象となった障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日付通知）に基づき、心身の状況やサービス利用を必要とする理由は様々であることから一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはせず、個々の事情を踏まえる等適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。 障害者の権利を護るための関連制度（障害者の権利に関する条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、成年後見制度や日常生活自立支援事業等）の関係性及び概要について講義を行う。 	<p>講義 1.5時間</p>
<p>障害者の日常生活</p>	<p>障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員と</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業の成り立ち、相談支援の体系（自立支援給付、地域生活支援事業）について理解 	<p>講義 1.5時間</p>

<p>活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本</p>	<p>サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」）の役割、両者の関係性を理解する。 サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。</p>	<p>するための講義を行う。 ・指定計画相談支援・指定一般相談支援・指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、相談支援専門員としての責務及び業務（サービス等利用計画案等の作成、サービス担当者会議の実施、サービス等利用計画等の作成、モニタリング）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づいて、サービス管理責任者等としての責務及び業務（個別支援計画の作成、他）を理解し、適切で質の高いサービス提供において重要な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・サービス提供において相談支援専門員とサービス管理責任者等との連携のあり方とその重要性、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」）と個別支援計画の関係について理解する。 ・「障害者虐待防止の手引き」等を活用し虐待防止における相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解するための講義を行う。</p>	
--	---	---	--

4. ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 (31.5時間)

<p>理解 相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的</p>	<p>受付及び初期相談並びに契約 アセスメント（事前評価）及びニーズ把握</p>	<p>基本相談支援の実際について修得する。 受付及び初期相談（インタビュー）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。 利用者の主訴を明確にし、本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。 また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族との信頼関係の構築の重要性について講義を行う。 ・契約に関する制度上の位置づけや留意事項に関する演習を行う。 ・受付及び初期面接の場面における相談支援の視点と信頼関係を築くための技術（受容、共感、傾聴）について模擬面接などを通じて修得する。その際、真意の確認において特別な配慮を要する障害者（知的障害児者や自閉スペクトラム症者等）とのコミュニケーションに留意した技術を修得する。 ・主訴を始めとする本人に関する心身や環境等についての情報収集とそれを基にしたアセスメントにより、ニーズを導き出すまでの思考過程に関する演習を行う。 ・演習によりアセスメントに必要な情報収集の項目理解と方法・技術を修得する。（例：ジェノグラム（注2）、エコマップの活用（注3）） ・利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視してアセスメントを行うことの重要性を理解する。（ストレングスモデル） ・生物・心理・社会モデルや国際生活機能分類（ICF）等を活用し、収集した情報を的確に分析し生活全体を捉える視点と、生活ニーズを導き出す方法・技術を修得する。 	<p>講義・演習 12時間 6時間</p>
	<p>目標の設定と計画作成</p>	<p>基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実際について修得する。 本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及び家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針を記載するにあたっての留意点に関して演習を行う。 ・アセスメントから導いたニーズを解決するための視点と達成するための目標の関係について講義を行う。 	<p>講義・演習 3時間</p>

	<p>実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。</p> <p>また、より適切で質の高いサービスを提供するためには、サービス等利用計画と個別支援計画等との連動が重要であることを理解する。</p> <p>多職種とのアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見知からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催に係る具体的な方法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定の視点と手順は、本人のエンパワメントを意識しつつ、①本人の力（ストレンクス）の発揮と活用、②一般社会・生活資源の活用、③諸制度（医療・年金・就労・教育・生活保護等）の活用、④障害福祉サービスの活用、⑤満たされないニーズの確認とそれを満たす社会資源開発・地域づくり等、⑥制度・政策改革等、を基本とする意味を理解するための講義を行う。 ・インフォーマルサービスも含めた社会資源の種類及び内容を理解するとともに、インフォーマルサービスの活用も含めた支援内容の作成について講義を行う。 ・一連の支援計画作成の手法・技術を修得するための演習を行う。 ・サービス担当者会議を開催するに当たり、事前の準備や開催当日の準備など、必要な業務を理解するとともに、会議の進行の手法等に関する演習を行う。 ・模擬サービス担当者会議を行い会議進行の手法・技術を修得する。 ・サービス担当者会議は、利用者及び家族並びにサービス提供事業者も含め、利用者を支援していくための方向性を定める場であることから、相談支援専門員によるアセスメントの結果を共有することの重要性を理解する。サービス等利用計画と個別支援計画等との内容の整合性を確認することの重要性を理解する。 	
<p>評価及び終結</p>	<p>基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実際について修得する。</p> <p>ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。</p> <p>また、検証の結果、支援が終結されることの意義と留意すべきことについて理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族、サービス担当者等との継続的な連絡や、居宅を訪問し利用者とは面接することの意味を理解するための演習を行う。 ・演習によりモニタリングにおける視点や手法、状況の変化への対応の技術を修得する。 ・モニタリング結果の記録作成の意味と、記録にあたっての留意点を理解するための講義を行い、演習により手法を修得する。 ・評価表等を活用し目標に対する各サービスの達成度（効果）の検証の必要性を理解し評価手法を修得する。 ・相談支援従事者の共依存を避け、自立支援を進める上で、相談支援の終結とセルフプランへの移行の重要性について理解し、その作成支援についての講義を行う。 ・サービス等利用計画等の再作成を行う方法について講義により理解し、演習により技術を修得する。 	<p>講義・演習 3時間</p>
<p>実習ガイダンス</p>	<p>研修における実習の位置付けと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結びつける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実習は、相談支援の実践現場を通して様々なことを学ぶことができる機会であるとともに、これまでの講義や演習を通じて身につけた知識・技術を試行する機会でもあり、効果的な実習になるようその目的について講義を行う。 ・実習の流れや実習時の心構えなどに関する講義を行う（実習を通じて、地域毎の社会資源等の状況や現場での倫理的課題などについても意識を向けるよう認識する。）。 	<p>講義 1時間</p>

実践研究	事例の共有と相互評価 1	自ら実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の基礎技術に関する実習1により各自が作成した事例情報、アセスメント及びプランニングの内容について、グループ毎に共有および意見交換を実施する。 エンパワメントの視点を盛り込んだプラン作りになっているか、利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視したアセスメントを実施できているか、プラン内容の根拠として収集された情報からのアセスメント結果が適切であるかどうか等に留意し、受講者による相互評価を行う。 	事例研究 6時間
	事例の共有と相互評価 2	自ら再実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援の基礎技術に関する実習2にて各自が実施した追加の情報収集、再アセスメント、修正したプランニング内容について、グループ毎に事例の共有、意見交換及び相互評価を実施する。 留意事項については実践研究1に同じ。 	事例研究 4時間
	事例研究とサービス等利用計画作成	グループによる事例研究を通じて、サービス等利用計画作成についての理解を深め、技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 実習により作成した事例より1事例選択し、グループによる再アセスメントを実施し、ニーズの明確化及び支援の検討を行う。選択事例の地域に存在する社会資源を想定して具体的なサービス等利用計画（障害児支援計画）を作成する。 	事例研究 6時間
研修全体の振り返りの意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体の振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽意欲を高める。また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 研修全体の振り返りを行うにあたって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講義・演習を行う。 現場で生じうる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。 	講義・演習 2.5h	
5. 相談支援の基礎技術に関する実習				
相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習1	実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する。	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス等を利用する障害児者への居宅訪問を行い、面接による情報収集・アセスメント、プランニングを行う。 	実習	
相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習2	実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する。	<ul style="list-style-type: none"> 実践研究1（事例の共有と相互評価1）における相互評価を踏まえ、必要に応じて追加の情報収集及び再アセスメントを実施し、プランニング内容の修正を行う。 	実習	
地域資源に関する情報収集	相談支援（ケアマネジメント）に活用する地域資源の実際について理解する	<ul style="list-style-type: none"> 地域（市町村・障害保健福祉圏域等）における地域資源（公的機関、障害福祉サービス・障害児支援サービス提供事業所、（自立支援）協議会）などに関する情報を収集し、所定の書式に記録する。 	実習	

（注1）対人援助にかかわる援助者に求められる7つの行動規範のこと。1. 個別化（利用者の生活問題の個別性を理解する）、2. 意図的な感情表出（利用者の自由な感情表出を促すよう意図的にかかわる）、3. 統制された情緒的関与（援助者自身の感情を自覚的にコントロールして利用者に対応する）、4. 受容（利用者の「あるがまま」を受け入れる）、5. 非審判的態度（援助者の価値観によって利用者を一方的に非難しない）、6. 自己決定（利用者の自己決定を尊重する）、7. 秘密保持（利用者に関する情報を不必要に漏らさない）という7つの原則からなる。

（注2）ソーシャルワークアセスメントの際に、家族の状況を視覚化し、把握するために、主に介護、

障害、医療、教育の分野で、援助者が、利用者を中心とした親族・家族関係（婚姻や血縁関係などの事実に基づく）を理解するために作成される図のこと。

（注3）主に介護、障害、医療、教育の分野で、援助者が、利用者とその家族が現在どのような状況に置かれているのかを把握するために、関係者・関係機関・社会資源（周辺からの情報や個人の見方により作成される）との関係性を図式化したもの。

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム（座長）案

科目	獲得目標	内容	時間数
1, 障害福祉の動向に関する講義（1.5時間）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	障害者総合支援法及び児童福祉法に関する最新の動向、障害児者及びその家族等の地域生活を支援していくにあたって、関連する制度等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法及び児童福祉法の改正等の状況やその他関連施策の最新の動向に関する講義を行う。 ・介護保険制度の対象となった障害者に適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。 	講義 1.5時間
2, 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義（3時間）			
本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法	相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・本人を中心とした支援における個別の相談支援の基本姿勢（①共生社会の実現（ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントなど）について再確認するとともに、ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と実践方法について講義を行う。 ・障害の理解に当たっては社会モデルを基本とすること、医学モデル支援の位置づけを実践の振り返りから確認する。 ・基本的視座として、本人の生活の場で展開される援助、援助対象の拡大、予防的かつ積極的アプローチ、多職種連携（チームアプローチ）、ネットワークなどについて解説する。 ・具体例として、（自立支援）協議会を活用した個別事例の支援からの地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発のための協議、地域への働きかけや政策的な提言に至る一連のプロセスと相談支援専門員の役割について解説する。 	講義 3時間
3, 人材育成の手法に関する講義（1.5時間）			
事例研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	相談支援専門員の人材育成方法としての経験から学ぶ省察的思考の重要性について理解する。具体的な実施方法として事例研究及びスーパービジョンの理論と方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事例研究などによる経験から学ぶ省察的思考の重要性とその効果を高めるスーパービジョンの役割について講義を行う。 ・実践に基づいた事例研究の理論と方法について理解するための講義を行う。事例研究の具体的な意義と目的として、①事例を深める、②実践を追体験する、③援助の質を向上させる、④援助の原則を導き出す、⑤実践を評価する、⑥連携のための援助感や援助方針を形成する、⑦援助者を育てる、⑧組織を育てる等について解説する。また、事例研究の基本的プロセスと留意事項について解説する。 ・人材育成におけるスーパービジョンの理論と方法について理解するための講義を行う。（教 	講義 1.5時間

		育、支持、管理の各機能についての解説及び個別、グループ、ライブ、ピア、セルフ等の実施方法とその長所・短所等について解説する。)	
4. 相談支援に関する講義及び演習 (18時間)			
個別相談支援とケアマネジメント	<p>本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談支援の技術について説明出来る。</p> <p>自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。</p> <p>個別の相談支援の実践事例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力の向上を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の相談支援における関係性の理解、自尊心などについての自己覚知を行い、①信頼関係の構築、②意思決定(本人を中心とした支援)、③モニタリングの機能について再確認し理解を深めるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身による個別の相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気づきを得る。自己評価を他者と共有する事により気づきの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行う。発表事例の支援経過に対して、①本人の意向が明確になり優先されているか、②本人の言葉の意味の吟味ができているか、③支援者の都合が優先されていないか、④多職種連携が適切に図られているか⑤既存の社会資源だけで調整されていないか、⑥結論に誘導するような調整になっていないか等について、自己評価を含め、総合的な視点で検討する。 	<p>講義及び演習 6時間</p>
相談援助に求められるチームアプローチ(他職種連携)	<p>多職種に対する理解・尊重に基づいてチームを組織し、円滑に機能させるための技術の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及びその家族の支援に対し、チームアプローチの意義を再確認すると共に、チームマネジメントの技術を向上させるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身によるチームアプローチの実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気づきを得る。自己評価を他者と共有する事により気づきの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行う。発表事例の支援経過に対して、チームアプローチに際し、チームを組成する各種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける相談支援従事者の役割を理解し、利用者の意思決定に配慮したチーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を向上させるための協議を行う。 	<p>講義及び演習 6時間</p>
地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践	<p>地域をつくる相談支援の実践に必要な価値、知識、技術について理解を深める。</p> <p>自身の地域をつくる相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。</p> <p>地域を作る相談支援の実践事例を活用し検討することで地域援助の能力を獲得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の個別のニーズから地域課題を見出し、地域課題の解決に向けて、利用者個人を支える地域をつくるための地域への働きかけや地域支援ネットワークの構築と活用方法の理解を深めるための講義を行う。 ・ 上記講義を踏まえ、自身による地域をつくる相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気づきを得る。自己評価を他者と共有する事により気づきの幅を広げる。 ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行う。発表事例の支援経過に対して、①地域課題が個別の支援から見出されているか、②地域の特性が把握されているか、③課題が明確化されているか、④課題の地域の中で共有がな 	<p>講義及び演習 6時間</p>

		<p>されているか、⑤課題解決の優先順位が明確か、長期、短期の目標が設定されているか、⑥誰が何を担うかなど具体的計画が策定されているか、⑦既存の社会資源を十分に活用できているか⑧欠けている社会資源について政策提言など社会行動が出来ているか⑨計画の達成度や自身の活動について評価出来ているか等について総合的な視点で検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある相談支援従事者との連携体制の必要性と設置、連携意義について具体的に検討する。 	
--	--	---	--

(別表3)

専門コース別研修標準カリキュラム

1. 障害児支援

科目	獲得目標	内容	時間数
1. 各種制度の概要及び障害児の生活ニーズを理解する。(講義)			
テーマを決めて概要を説明 (講義Ⅰ)	(例) 発達障害の概要を理解する。	発達障害の定義、診断基準などの説明	45分
障害の特性理解 (講義Ⅱ)	(例) 発達障害の生活ニーズを理解する。	障害当事者、家族、支援者等による事例紹介	1.0
関係機関等の理解 (講義Ⅲ)	(例) 発達障害児を支援する上で必要な関係機関を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療機関 ・教育機関 ・福祉機関(保育所、発達障害支援センター、相談支援事業所) 	45分
2. 障害児支援における相談支援(演習)			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	障害児支援における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援従事者における障害児家族支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・実践報告の事例を通して、療育・教育・相談支援従事者等の連携を確認する。 	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習Ⅱ)	具体的に事例を使い障害児支援の体制作りを獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の事例を持ち寄りそれぞれの抱えている課題を共有する。 ・グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する ・全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。 	1.5
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の事例を振り返る。 ・グループ内で自己の振り返りを共有 	1.0
合計			6.5

2. 権利擁護・成年後見制度

科目	獲得目標	内容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。(講義)			
法制度の概要	権利擁護に関する各種法制度の基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利条約、障害者虐待防止法等の法制度概要 ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の制度概要 	2. 5
権利侵害・虐待	虐待の定義、実情の理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待の定義、内容 ・ 権利侵害の状況 	1. 0
各機関の役割	関係機関の役割を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士等の職能団体、都道府県権利擁護センター、行政等の関係機関の職務、職域概要 	1. 0
実践事例報告 (シンポジウム形式)	相談支援事業所の役割、関係機関との連携について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児者への虐待、権利侵害事例に対する具体的実践 ・ 協議会の活用 ・ 関係機関の役割分担、連携方法 	2. 5
2日目 2. 相談支援に必要な権利擁護の視点(演習)			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	相談支援の役割、関係機関との連携等による支援方法の視点を広げる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児者の権利を保障する支援方法や介入、機関連携について、グループワークを行う。 	3. 0
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習Ⅱ)	具体的に事例を使い権利擁護、虐待防止の支援体制作り(地域連携)を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ グループ発表し、全体で共有し、再度振り返る。 	3. 0
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の事例について、アドボカシーやエンパワメント等の視点を含め、相談支援の実践を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有 	1. 0
合計			14

3. 地域移行・定着、触法

科目	獲得目標	内 容	時間数
1日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。(講義)			
法制度の概要	障害者の地域移行に必要な各種法制度の基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等を主とした法制度の概要 ・ 地域生活支援に関する制度（住宅政策、日常生活自立支援事業等）の概要 	45分
都道府県及び市町村の地域移行支援状況	地域移行の現状、地域の支援体制を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行の流れや関係者の役割等 ・ 地域の実情や支援体制の説明 	45分
障害者及び家族の理解	障害者や家族の基本的特性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援の在り方 等 	1.0
1日目 2. 障害者地域移行支援における相談支援(演習)			
実践事例の報告 (演習Ⅰ)	障害者の地域移行における相談支援の役割と関わり方を獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援従事者による地域移行支援の状況の実践報告を受け、グループワークを通して確認する。 ・ 実践報告の事例を通して、地域での関係機関と相談支援従事者等の連携を確認する。 	1.5
事例を活用し実際に支援体制を組み立てる(演習Ⅱ)	具体的に事例を使い障害者の地域移行の体制作りを獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者が事例を持ち寄り、それぞれの抱えている課題を共有する。 ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。 	1.5
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有 	1.0
2日目 1. 各種法制度の概要及び相談支援従事者の役割を理解する。(講義)			
法制度の概要	触法障害者に関わる各種法制度の基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・心神喪失者等医療観察法・少年法、地域生活定着支援事業等を主とした法制度の概要や仕組みの説明 	45分
触法障害者等への支援状況	地域の触法障害者の生活状況、支援体制を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 触法障害者への支援導入の流れや関係者の役割等の説明 ・ 地域生活定着支援センターの支援状況の説明 ・ 地域の実情や支援体制の説明 	45分
触法障害者及びその	触法障害者や家族の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 触法障害者の障害特性 	1.0

家族の理解	的特性を理解する。	・ 家族支援の在り方	
2日目 2. 触法障害者支援における相談支援（演習）			
実践事例の報告 （演習1）	触法障害者支援における 相談支援の役割と関わり 方を獲得する。	・ 相談支援事業における触法障害者支援の状況 の実践報告を受け、グループワークを通して確認 する。 ・ 実践報告の事例を通して、保護観察官、社会復 帰調整官、保護司、教育関係者、相談支援従事者 等の連携を確認する。	1. 5
事例を活用し実際に 支援体制を組み立て る（演習2）	具体的に事例を使い触法 障害者支援の体制作りを 獲得する。	・ 受講者の事例を持ちよりそれぞれの抱えている 課題を共有する。 ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援 体制作りを検討する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共 有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りを する。	1. 5
総 括	研修のポイントの再確認	・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループで自己の振り返りを共有	1. 0
合 計			1 3

4. セルフマネジメント

科目	獲得目標	内容	時間数
1. セルフマネジメントの概要及びその支援について理解する。(講義)			
セルフマネジメント概論	当事者運動の背景を学び、当事者主体、セルフマネジメント支援についての理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の当事者運動の歴史 ・ セルフマネジメント及び支援の概要 	45分
エンパワメント概論	エンパワメント及びその支援について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児者(家族含む)のエンパワメントを支援する視点、アプローチ 	45分
実践事例報告	当事者や支援者からの実践報告を受け、セルフマネジメント支援における相談支援事業所の役割を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフマネジメントによる生活の実際、課題提起 ・ セルフマネジメントの実現に向けた相談支援の展開 	1.5
2. セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割を学ぶ(演習)			
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割(演習Ⅰ)	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義等を参考として、自己の相談支援を振り返る。また、セルフマネジメントにおける相談支援従事者の役割について考える。 ・ グループ内で発表し、整理、共有する。 	1.5
セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割(演習Ⅱ)	障害者のセルフマネジメントを支援する上での役割を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループで検討した相談支援従事者の役割を全体発表し、共有する。 ・ その後、グループで再度確認する。 	1.0
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ セルフマネジメント支援における相談支援従事者の役割について整理する。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有 	1.0
合計			6.5

5. スーパービジョン・管理・面接技術

科目	獲得目標	内容	時間数
1. スーパービジョンの意義と活用を理解する。(講義)			
スーパービジョンの概要	スーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者福祉の実践におけるスーパービジョンの意義 ・ スーパービジョンの機能と構造 	1. 0
スーパービジョンの活用	スーパービジョンの具体的な技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパービジョンの場面 ・ 技法 	1. 5
2. スーパービジョンの実際と活用(演習)			
スーパービジョンの実際 (演習Ⅰ)	実際の場面におけるスーパービジョンの構造を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者の持ち寄った事例を通して、グループ内で機能や構造を確認する。 	1. 0
スーパービジョンの活用 (演習Ⅱ)	事例を通して、スーパービジョンの場面を確認し、機能を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループで1事例選択し、課題解決に向けた支援体制作りを検討する。 ・ 検討した支援体制を想定し、ロールプレイで確認する。 ・ ロールプレイで確認できたことを踏まえ、支援体制を修正する。 ・ グループごとに検討した内容を発表し全体で共有する。 ・ 全体の共有の後に各グループで再度振り返りをする。 	2. 0
総括	研修のポイントの再確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の事例を振り返る。 ・ グループ内で自己の振り返りを共有 	1. 0
合計			6. 5

(別紙1)

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省の定める相談支援従事者研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事

〇 〇 〇 〇

(別紙2)

第
号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修事業者が〇〇〇知事の指定を受けて行う相談支援従事者研修を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定された事業者名)

代 表 〇 〇 〇 〇

(参考1)

「相談支援の質の向上に向けた検討会」開催要綱

1 趣旨

計画相談支援については、平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書を受け、平成28年3月から7月に「相談支援の質の向上に向けた検討会」を開催し、取りまとめ（平成28年7月19日）を行った。

取りまとめにおいて示された相談支援専門員の資質の向上については、現行の研修を充実させ、効果的な実地研修（OJT）を組み込むべきとの方向性が示され、さらに厚生労働科学研究「相談支援従事者研修のプログラム開発と評価に関する研究」（平成28年度から平成29年度まで）により初任者研修及び現任研修に必要な要素を整理し、研修のモデルプログラムの開発をしたところである。

その後、平成30年10月の社会保障審議会障害者部会において、研修項目や障害当事者の負担軽減等についての議論が行われた。これを受け、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障害当事者への配慮事項等について検討を行うため、開催要綱を一部改正のうえ、「相談支援の質の向上に向けた検討会」を開催する。

2 主な検討事項

(1) 研修項目に関する事項

- 相談支援専門員が必要とする価値・知識・技術を獲得できる研修項目及び時間数について

(2) 研修受講における配慮に関する事項

- 障害当事者が研修を受講する場合の適切な配慮について

3 構成等

- (1) 検討会の構成員は別添のとおりとする。
- (2) 検討会に座長及び副座長を置き、構成員互選によりこれを定める。

4 スケジュール

平成31年2月14日に第6回を開催し、平成30年度中を目途に3回程度開催する。

5 その他

会議は原則公開とし、資料及び議事概要は公表する。

庶務は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において行う。

(別添)

「相談支援の質の向上に向けた検討会」構成員名簿
(平成31年2月14日現在)

- 阿部 一彦 (社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長)
- 今井 忠 (一般社団法人日本発達障害ネットワーク (JDDnet) 理事)
- 今村 登 (特定非営利活動法人自立生活センターSTEP えどがわ理事長)
- 内布 智之 (一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構代表理事)
- 大濱 眞 (公益社団法人全国脊髄損傷者連合会代表理事)
- 小澤 温 (筑波大学人間系教授)
- 小幡 恭弘 (公益社団法人全国精神保健福祉会連合会事務局長)
- 門屋 充郎 (特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)
- ◎熊谷 晋一郎 (東京大学先端科学技術研究センター准教授)
- 鈴木 孝幸 (社会福祉法人日本盲人会連合理事)
- 田中 正博 (全国手をつなぐ育成会連合会統括)
- 玉木 幸則 (特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会顧問)
- 富岡 貴生 (公益財団法人日本知的障害者福祉協会相談支援部会副部長)
- 中西 正司 (特定非営利活動法人当事者エンパワメントネットワーク理事長)
- 松本 正志 (一般財団法人全日本ろうあ連盟福祉・労働委員会委員)
- 三浦 貴子 (社会福祉法人全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員長)
- (五十音順、敬称略)
- (以上16名)
- ◎は座長 ○は副座長

(参考2)

検討経緯

平成31年2月14日 第6回

- 相談支援従事者初任者及び現任研修制度改定の経緯と内容について
- 意見交換

平成31年2月28日 第7回

- 第6回検討会の議論の整理
- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム案についての意見交換
- その他

平成31年3月21日 第8回

- 第7回検討会の議論の整理
- 相談支援従事者研修実施要綱案及び標準カリキュラム案（座長案）
についての意見交換
- その他

平成31年3月28日 第9回

- 議論のとりまとめ